

2025年3月14日

株主各位

東京都中央区銀座2丁目6番3号
株式会社 NEW ART HOLDINGS
代表取締役会長兼社長 白石幸生

株式無償割当てに関する基準日設定公告

当社は、2024年10月28日開催の取締役会において、2025年4月1日（火曜日）付をもって当社普通株式1株につき、0.1株を無償で割り当てることを決議いたしました。

つきましては、この株式無償割当てにより株式の割当を受ける権利の基準日を2025年3月31日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式無償割当て株式数に関するご案内は、2025年5月を目途にお届のご住所宛にお送りする予定です。
- 2025年4月1日（火曜日）付をもって、株式無償割当てにより増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種お手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324
受付時間：土・日・祝日等を除く9:00~17:00

郵送先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部